

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) MOX個別 01 R1
提出年月日	2022年6月10日

事業変更許可との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) MOX個別 01】の改訂版（R1）である。

改訂内容を以下に示す。

○補正申請内容の反映

※ 【保) MOX個別 01 R0】から変更した部分を黄色網掛けにて示す。

目 次

1. 概要.....	1
2. 事業変更許可との整合性に係る説明.....	1

添付 事業変更許可とMOX燃料加工施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、MOX燃料加工施設保安規定と事業変更許可（令和2年12月9日付け 原規規発第2012091号にて変更許可を受けたもの）との整合性について説明するものである。

2. 事業変更許可との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、図表について、事業変更許可との整合性を添付に示す。

事業許可とMOX燃料加工施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
第3章 保安管理体制 (職務) 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 安全・品質本部副部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。 (7)～(25) (略)	七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 経営責任者等の責任 (ホ) 責任、権限及びコミュニケーション (1) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 [ページ 473]	(添付書類二) ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 本変更後におけるMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、添2第1図に示すMOX燃料加工施設の加工の事業に関係する部署にて添2第2表のとおり分掌する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づき認可を得る再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下でMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。 [ページ 2-11]	左記のとおり事業許可に組織及び教育に係る記載があり、業務所掌及び教育について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。
(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1)～(3) (略) (4) 第7条に基づく加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画 2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>安全・品質本部副部長</u> 、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、 <u>安全・品質本部副部長</u> 、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、 <u>安全・品質本部副部長</u> 、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4～5 (略) (削除)	七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 経営責任者等の責任 (ホ) 責任、権限及びコミュニケーション (4) 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 [ページ 475]	(添付書類二) ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 本変更後におけるMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、添2第1図に示すMOX燃料加工施設の加工の事業に関係する部署にて添2第2表のとおり分掌する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づき認可を得る再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下でMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。 [ページ 2-11]	左記のとおり事業許可に品質・保安会議に係る記載があり、業務所掌及び会議の審議事項について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。

事業許可とMOX燃料加工施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	
<pre> graph TD A[社長] --- B[品質・保安会議] A --- C[安全・品質改革委員会] B --- D[監査室長] B --- E[調達室長] E --- F[資材部長] D --- G[安全・品質本部長] G --- H[安全・品質副本部長] G --- I[燃料製造計画部長] I --- J[品質保証課長] J --- K[事業者検査課長] J --- L[安全管理課長] J --- M[教育課長] I --- N[燃料製造事業部長] N --- O[建設管理課長] N --- P[保安管理課長] N --- Q[許認可業務課長] N --- R[ペレット機械課長] N --- S[集合体機械課長] N --- T[電気設備課長] N --- U[計装設備課長] N --- V[土木課長] N --- W[建築課長] N --- X[核燃料取扱主任者] N --- Y[燃料製造安全委員会] </pre> <p>別図1 保安に関する組織（第6条関係）</p>	<p>七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ、経営責任者等の責任 (ホ) 責任、権限及びコミュニケーション (1) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 [ページ 473]</p>	<p>(添付書類二)</p> <pre> graph TD A[監査役] --- B[監査業務部] A --- C[監査室] A --- D[カイゼン推進室] A --- E[働き方改革本部] A --- F[安全・品質本部] A --- G[地域・広報本部] A --- H[業務推進本部] A --- I[経営企画本部] A --- J[濃縮事業部] A --- K[埋設事業部] A --- L[再処理事業部] A --- M[技術本部] A --- N[燃料製造事業部] A --- O[品質保証部] A --- P[燃料製造建設所] A --- Q[東京支社] B --- R[品質・保安会議] B --- S[安全・品質改革委員会] N --- T[品質保証推進会議] </pre> <p>(■ : MOX燃料加工施設の加工の事業に係る部署) (令和2年9月1日現在) ※: 保安規定の認可を得た以降は、燃料製造安全委員会に代える。</p> <p>添2第1図 組織図 [ページ 2-14]</p>	<p>左記のとおり事業許可に組織に係る記載があり、業務所掌について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>なお、調達業務における品質向上のため2020年6月に設置した調達室は、現在申請中の事業変更許可申請書に反映している。</p> <p>また、保安規定認可後に選任した核燃料取扱主任者および設置した燃料製造安全委員会も、現在申請中の事業変更許可申請書に反映している。</p>